

地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障施策に要する経費

平成26年4月1日より、国と地方を合わせた消費税の税率が「5%」から「8%」へ、また令和元年10月1日より「8%」から「10%」に引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

令和2年度大紀町一般会計予算における社会保障施策経費への充当状況(予定)については、下記のとおりです。

【歳入】 地方消費税交付金 185,000 千円
 うち 社会保障財源化分 101,848 千円

【歳出】 地方消費税交付金（社会保障財源分）が充てられる社会保障施策に要する経費 425,839 千円
 （社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費）

（単位：千円）

事業名		経費	財源内訳					
			特定財源			一般財源		
			国(県)支出金	地方債	その他		地方消費税交付金 (社会保障財源化分)	
民生費	社会福祉	心身障害者福祉費	298,295	183,535	20,000		94,760	57,239
		小計	298,295	183,535	20,000	0	94,760	57,239
	児童福祉	児童福祉費	69,024	27,856	19,000	351	21,817	13,178
		母子父子福祉費	5,424	1,926			3,498	2,113
		小計	74,448	29,782	19,000	351	25,315	15,291
	合計	372,743	213,317	39,000	351	120,075	72,530	
衛生費	保健衛生	保健対策費	20,734	496		2,555	17,683	10,681
		予防費	32,362	1,437		72	30,853	18,637
		合計	53,096	1,933	0	2,627	48,536	29,318
総合計		425,839	215,250	39,000	2,978	168,611	101,848	

※各事業の地方消費税交付金（社会保障財源化分）充当額は、各事業費の一般財源額の比率に応じて按分